

「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会の設置について（案）

1 部会設置の趣旨

会議の効率化を図るため、3に掲げる事項について、事前に審議会より部会において審議することを承認された事項の検討を行い、その結果を本審議会に報告する。

2 審議予定事項

- ・プランの評価・検証の考え方の見直しについて
- ・男女共同参画に係る府民意識調査の内容について
- ・新たな男女共同参画計画の基本的な考え方について

3 期間

平成26年3月～平成27年8月（計6回程度）

4 人数

本審議会委員のうち6名程度

※参考

大阪府男女共同参画審議会規則

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。